

特殊車両・過積載車両について合同指導取締りを実施します。

道路を傷つける原因の一つとして、大きさや重量に違反した車両の通行があげられます。

このような違反車両の通行は、舗装の傷みを早め、橋梁・トンネル等の道路施設の損傷等を引き起こし、道路構造に重大な影響を与えます。

さらに違反車両による事故は、重大事故に結びつきやすく、事故車両の搬出や散乱した積荷の撤去作業により交通渋滞、通行止め等を引き起こし、社会的に大きな影響を及ぼします。

この度、仙台河川国道事務所は、岩沼警察署と合同で、道路構造の保全・事故等の防止を目的として、特殊車両及び過積載の指導取締りを実施します。

1. 日時 平成29年8月2日(水) 14時～16時
2. 場所 一般国道4号・・・名取市本郷地内(国道4号下り「名取車両検測所」)
3. 実施内容 道路管理者及び交通警察による特殊車両・過積載の指導取締り

□当日の天候により中止する場合があります□

前回の指導取締り状況



特殊車両の重量・寸法の測定状況

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会 〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所

保全対策官

さいとう としひろ
齋藤 壽裕

TEL 022-304-1814

国土交通省仙台河川国道事務所

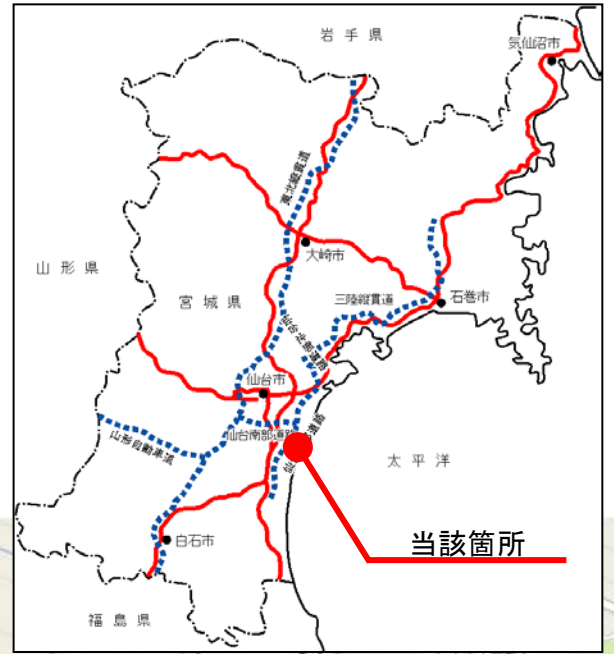
岩沼国道維持出張所長

あいざわ しんじ
相澤 新治

TEL 0223-22-3039

特殊車両指導取締り箇所位置図

[位置図]



国土交通省
名取車両検測所

[拡大図]

